

就業不能保険の改訂について

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二)では、2019年9月に就業不能保険を販売し、病気やケガによる入院などの「働けない状態」となったときに備えたいというお客さまニーズにお応えしています。

今般、就業不能保険について以下の通り改訂することで、商品のわかりやすさを向上させ、引き続きお客さまニーズにお応えしてまいります。

1. 改訂内容

就業不能保険(無解約返還金)(2019)の給付約款および約款別表に記載されている「在宅療養」を「在宅医療」に変更します。

2. 改訂対象となる約款

就業不能保険(無解約返還金)(2019)給付約款
約款別表

3. 保険料

本改訂による保険料の変更はありません。

4. 適用時期

2022年7月2日より

**就業不能保険(無解約返還金)(2019)に
ご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。**

附則 (2022年7月2日)

第1条 (適用対象)

1. この附則は、就業不能保険(無解約返還金)(2019)に適用します。
2. 第1項に定める保険契約の給付約款における第3条(給付金の支払)中、「在宅療養」とあるのは「在宅医療」と読み替えます。
3. 第1項に定める保険契約の給付約款における第4条(短期就業不能給付金の支払に関する補則)および第5条(就業不能給付金の支払に関する補則)中、「入院(別表20)または在宅療養(別表40)」とあるのは「入院(別表20)または在宅医療(別表40)」と、「入院(別表20)または在宅療養(別表40)した」とあるのは「入院(別表20)し、または在宅医療(別表40)を受けた」と、「入院または在宅療養」とあるのは「入院または在宅医療」と、「入院または在宅療養した」とあるのは「入院し、または在宅医療を受けた」とそれぞれ読み替えます。
4. 約款別表1(1)の28および29の規定を附則別表1の規定に、約款別表40の規定を附則別表2の規定にそれぞれ読み替えます。

附則別表1 請求書類

(1) 保険金等の請求

| | 項目 | 必要書類 |
|---|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期就業不能給付金 ・ 就業不能給付金 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書(入院した場合) (4) 在宅医療を受けたことを証する書類(在宅医療を受けた場合) (5) 被保険者の住民票(受取人と同一の場合は不要) (6) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 保険証券 |

附則別表2 在宅医療

「在宅医療」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度(別表7)における医科診療報酬点数表(別表8)の在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。)に列挙されている診療料や管理指導料等が算定されることを要します。)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所(別表19)以外の施設を含みます。)において治療に専念することをいいます。ただし、労働者災害補償保険が適用された場合などで在宅患者診療・指導料が算定されないときでも、当会社は、在宅患者診療・指導料が算定されたものとして認めることがあります。

以上